

# 大切なお知らせです



## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、  
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

### 【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方  
⇒ **保険料の一部を減額**

## 保険料均等割軽減の対象の方<sup>(※)</sup>の保険料について

※ 高齢者医療保険料の均等割額が8割軽減または8.5割軽減となっていた方  
(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方)

法令上7割軽減の対象となる方の保険料（均等割）については、これまで特例的に上乗せして軽減を行ってきましたが、下表のとおり、**令和元年度から段階的に見直しを行っています。**

### 【令和元年度からの見直し内容】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割 月平均額が 560円 ⇒ 880円	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし		9割	8割 月平均額が 750円 ⇒ 1,180円	7割	

(注) 高齢者医療保険料は、全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

内容に関するお問合せはこちらまで